

第5章 今後の施策

5-1 施策と具体的な取り組み

第4章に示した将来像、目標及び基本方針に基づき、具体的な施策を定めました。施策は、より明確性及び実効性のあるものとするために、基本施策と実施施策に区分しています。この施策のもと具体的な取り組みを実施します。

1 安心・安全な水をお届けします (1) 安心できる水源の確保

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
水需要に対応する水源確保	新たな水源の開発	地下水調査の実施	地下水は、自然環境の変化などにより、取水量が減少することがあります。現在の水源の一部は地下水を使用していることから、将来の取水量の減少に備え、水源として活用できる地下水を調査します。
		新規水利権取得の調査	表流水は水利権がなければ取水することができません。現在は、釈迦堂川の水利権を1日当たり19,800 m ³ 取得していますが、今後の水需要や他の既存水源の取水量の減少などを考慮し、新たな水利権取得に必要な調査をします。
		広域化の調査研究	恒久的な原水を本市水道事業がすべて確保していくことは、大変困難なことです。そこで、他の水道事業などからの原水や浄水の受け入れや、事業運営の連携を行うことにより将来的な不安の解消につながることを期待できる水道事業の広域化について調査研究します。
既存水源の維持	既得水利権の維持	既得水利権の適時更新	現在取得している釈迦堂川の水利権は、定期的に更新をしなければなりません。既得水利権は、本市水道事業にとって将来にわたって堅持していかなければならない重要なものです。したがってこの水利権を今後も維持していくため、既得水利権を適時に更新します。
	水源保安林の涵養	水源の森の保全	水源の基の多くは、山に降った雨や雪です。山が保水するためには、樹木が多く生育していることが必要です。そこで、水源を守るため、岩瀬地域の水源の森にある樹木の生育を図り、水源の森の保全をします。

	地下水の維持	既存水源井洗浄の実施	地下水は、長年に渡って使用すると、取水量が減少していきます。これは、自然環境の変化もありますが、地下の土砂などが目詰まりを起こし、地下水の流れを阻害することもあります。そこで、地下水の流れをスムーズにしていくため既存の水源井の洗浄を実施します。
--	--------	------------	--

(2) 安全な水の供給

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
水質管理の強化	水質検査の充実	検査頻度の拡大	現在は、水道法に基づく水質検査を定期的を実施していますが、水質悪化が懸念される原水については、水質事故などを未然に防ぐため、法定検査回数以上の水質検査を実施します。
		水質検査結果の公表回数の増加	水質検査頻度の拡大に伴い、水質検査結果の公表回数を増加します。
	クリプトスポリジウム対策	岩瀬浄水場の改修	病原性原虫であるクリプトスポリジウムは、家畜の糞尿などに多く含まれ、人体に取り込まれると下痢などの健康被害を引き起こす恐れがあるものです。クリプトスポリジウムは、通常の塩素消毒では死滅しないことから、これらを除去するためには、処理施設が必要になります。そのため、未対応の浄水施設を改修し、クリプトスポリジウムに対応した施設とします。
		岩瀬浄水場の改修	
		勢至堂簡易水道浄水施設の改修	
	色・濁り対策	配水塔等の内部洗浄の実施	水道施設内部に付着した汚れは、色・濁りの原因になります。この汚れを未然に防ぐため、市内各地に設置した配水塔等の内部洗浄を実施します。
下江持マンガン除去装置の設置		下江持系の水源には、赤水発生等の原因物質であるマンガンが多く含まれているため、これ除去する装置を設置します。	
浄水処理の強化	原水高濁度対策	岩瀬浄水場の改修	原水は、雨などの影響により一時的に濁度（にごりの度合）が高くなる場合があります。濁度が高い原水は、浄水処理に多大な影響があるため、そのままでは原水として使用することができません。岩瀬浄水場は、濁度が高い原水を使用できない施設であることから、高濁度に対応した施設に改修します。

水道施設の安全管理の強化	給水管の安全対策	鉛製給水管の解消	人体に影響がある金属である鉛を使用した給水管が過去に使われていました。安全な水を給水するため鉛製給水管の布設替えを実施します。
	貯水槽水道の安全管理	直結給水取扱規程の制定	貯水槽水道の衛生問題を解消していくためには、貯水槽水道の管理者への啓発だけでなく、貯水槽水道を介さず直接的に給水していくことを推進していく必要があることから、直結給水方法などを定めた直結給水取扱規程を制定します。
		貯水槽水道の安全管理の啓発	貯水槽水道の管理は、設置者が行うことが水道法で義務付けられていますが、管理不足による受水槽内の水質悪化が心配されるため、貯水槽水道の定期的な清掃や水質検査を行うよう啓発を行います。

2 いつでも水をお届けします

(1) 災害に強い施設の構築

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
耐震化施設の構築	重要施設の耐震化	浄水施設の耐震化	西川浄水場の前処理施設（沈澱池など）と急速ろ過池を改築し、浄水場の耐震化を図ります。なお、長沼第1浄水場及び岩瀬浄水場の耐震化については、緊急時連絡管の整備を実施するなどから、平成33年度以降とします。
		配水施設の耐震化	現在の城山配水池は、耐震化されていないだけでなく老朽化も進んでいます。更に維持管理が困難な立地条件であることから、現在の城山配水池を廃止し、新たな配水池を建設します。なお、大倍坂配水池の耐震化については、緊急時連絡管の整備を実施するなどから、平成33年度以降とします。
	重要管路の耐震化	基幹管路の耐震化	横山取水場から西川浄水場までの導水管の布設替えを行います。また、石綿管の全延長28.2kmの内、基幹管路として15.7kmの布設替えを行います。
災害対策施設の構築	地域間ネットワーク機能の構築	緊急時連絡管の整備	須賀川・長沼・岩瀬の3地域のネットワーク機能を構築するため、須賀川・長沼・岩瀬間に連絡管を整備します。
	施設保護の強化	取水施設の強化	岩淵浄水場の各水源井の電気設備及び下江持水源施設に避雷器を増設し、流量計、水位計などを落雷から保護します。
		浄水施設の強化	向陽町浄水場と西川浄水場を電話回線を利用して同浄水場の運転データを監視できるようにします。
		送水施設の強化 配水施設の強化	長沼第1浄水場に緊急遮断弁を設置します。 江花配水池に緊急遮断弁を設置します。

(2) 施設の適正管理の推進

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
施設管理の効率化の推進	浄水処理方法の統一	急速ろ過方式への統一	西川浄水場の浄水処理方法を西川浄水場耐震化事業終了後に急速ろ過方式に統一します。
	水道施設統廃合の推進	長沼第2浄水場の廃止	原水水質の悪化傾向や老朽化が進んでいることから長沼第2浄水場を廃止します。

	管路情報の整備	川木之内浄水場の送水施設化	原水水質の悪化傾向が進んでいる川木之内浄水場を浄水施設としての機能を廃止し、送水施設として使用します。
		水道施設マッピングシステムの構築	配水管などの水道施設の位置情報を地図上で表すシステムを構築し、断水時影響範囲の瞬時把握など配水管網の管理の一元化を行います。
		管路網図の整備	配水施設の情報の明確化及び共有化を図るため、管路網図を整備するとともに、マッピングシステムとの連携を図ります。
施設安定運転の推進	施設運転の統一化	運転マニュアルの整備	浄水場などの運転方法を施設別、運転項目別など体系的に整理し直してマニュアル化します。
施設の適時更新の推進	老朽化施設の更新	取水施設の更新	次の施設について更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・横山取水場（取水ポンプ） ・岩淵浄水場（取水ポンプ） ・下江持取水施設（取水ポンプ） ・長沼第1浄水場（取水ポンプ） ・下江持取水施設（水位計、流量計）
		浄水施設の更新	次の施設について更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・西川浄水場（受変電設備等の電気設備） ・岩淵浄水場（ろ過ポンプ） ・長沼第1浄水場（洗浄ポンプ、薬品注入ポンプ） ・岩瀬浄水場（薬品注入ポンプ）
		送水施設の更新	次の施設について更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・西川浄水場（送水ポンプ） ・岩淵浄水場（送水ポンプ） ・向陽町浄水場（送水ポンプ） ・長沼第1浄水場系（送水ポンプ） ・下江持取水場（テレメータ装置）
		配水施設の更新	次の施設の更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・雨田ポンプ所等（揚水ポンプと電源装置） ・あおば町配水所（薬品注入ポンプと電源装置） ・長沼第1浄水場系（揚水ポンプと薬品注入ポンプ）
		配水管の更新	次の施設について更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁添架配水管 ・石綿セメント管 ・T S型塩化ビニル管
		勢至堂簡易水道管路の更新	次の施設について更新を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・勢至堂簡易水道の配水管（鋼管）

(3) 危機管理体制の強化

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
災害対策体制の強化	対策マニュアルの整備	災害対策マニュアルの整備	大雨による施設の浸水や土砂災害、地震による施設倒壊、落雷による設備故障などに対応したマニュアルを整備します。
		水質事故対応マニュアルの整備	水源となる河川等で有害物質の流入やクリプトスポリジウム等の原虫が確認された場合の対応マニュアルを整備します。
		テロ対策マニュアルの整備	水道施設に有害物を投げ込まれるなどを想定した対策、また、それを防止する対応マニュアルを整備します。
		システム障害マニュアルの整備	浄水場の監視装置に不具合が生じ、無人施設の監視ができなくなった場合を想定したマニュアルを整備します。
	災害等復旧支援体制の確立	災害等用備品及び資材備蓄計画の策定	災害などの発生時においても、迅速な給水対応をしていくために必要な備品や修繕資材の備蓄計画を策定します。
		災害訓練の充実	現在実施している災害訓練より、より具体的な様々な災害を想定した災害訓練を実施します。
		地域との連携方法の検討	災害発生時の復旧の迅速化や効率化を図るため、水道事業と地域との連携方法を検討します。
渇水対策の強化	原水水量の確保	関係機関との協力体制の構築	西川浄水場の水源となっている釈迦堂川の渇水に対応するため、利水関係者との協力体制を構築します。

3 いつまでも水をお届けします

(1) 経営基盤の強化

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
水道料金等の適正化の推進	新たな水道料金体系の構築	水道料金算定要領の策定	適正な水道料金の構築のため、総括原価方式に基づく適正な原価計算方法、事業報酬の適正率、水道料金の見直し年数などを定めた水道料金算定要領を策定します。
		口径別料金体系の導入	現在採用している用途別料金体系は、社会情勢の変化などにより実態にそぐわない状況にあることから、今後は各家庭などに設置してある水道メーターの口径により水道料金を算定する口径別料金体系を導入します。
		逡増型料金体系の見直し	現在の逡増型料金体系は、水道を使えば使うほど水道料金が高くなることから、大口需要者にとっては、負担が大きくなり、水道から井戸などへ移行する件数が増加しています。そこで、水道料金の公平負担の観点から逡増型料金体系について見直しを実施します。
	新たな加入金制度の構築	加入金算定要領の策定	加入金は、「新旧需要者間の負担の公平」、「原因者の適正負担」、「大口需要者等特定需要者の利益還元」、「水道需要の抑制」や「水道財政基盤の強化」などを主な目的とし設置しています。今後の加入金について、対象経費、算定期間、公平負担のあり方などを含めた適正な加入金の算定方法を示す、加入金算定要領を策定します。
	新たな手数料制度の構築	手数料算定要領の策定	各種手数料について、原価や公平負担などに見合った手数料の算定方法を示す手数料算定要領を策定します。
公平負担の推進	収納率の向上	未納者対応マニュアルの策定	現在水道料金の収納率は、他の会計に比べて高い水準を維持していますが、企業会計として、また公平性の立場から未納については、厳然とした態度で臨む必要があります。このため、停水や解除などの判断基準などを定めた未納者対応マニュアルを策定します。
適正な経営評価の推進	経営分析の導入	経営指標（PI）による経営分析の実施	水道事業の経営環境が厳しさを増す一方、大量更新時代を迎えている水道施設は、従来以上に効果的かつ効率的な施設の更新を求められています。このことから、水道事業ガイドラインが制定され、水道事業を評価する業務指標が設定されました。PI を活用した経営分析を実施して効果的、効率的な施設改良

		更新を実施するための資料とします。
	アセットマネジメントによる資産更新費用予測の実施	中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保についてアセットマネジメントを利用した施設更新費用の予測を実施し、円滑な施設更新を図ります。

(2) 経営効率化の向上

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
活力ある組織と人材づくりの推進	組織の活性化	水道事業管理者設置の検討	「水道ビジョンすかがわ2020」の推進やスピード感のある事務執行と諸問題の積極的な解決などを図るため、水道事業管理者の設置について検討します。
		組織機構の見直し	お客さま満足度や事務執行の効率性向上などを図るとともに、第三者委託、包括的業務委託による官民の役割分担や定数管理などを踏まえ、組織機構の見直しを実施します。
		水道事業職員人事計画の策定	公営企業職員と一般会計職員の身分上の取扱いの相違を踏まえ、「水道ビジョンすかがわ2020」に基づく職員数や職員配置を含めた人事制度のあり方を定めた水道事業職員人事計画を策定します。
		経営改革プロジェクトチームによる水道ビジョン進行調整及び評価の実施	水道部の職員により構成される経営改革プロジェクトチームを立ち上げ、水道事業のかかえる問題の検討や水道ビジョンの進行管理と事業評価を実施します。
	知的資産の継承	水道事業職員研修計画の策定	水道事業はその特殊性から、専門的な技術、技能が必要であり、ベテラン職員が蓄積してきた知識やノウハウを確実に継承することが必要です。これら専門的な技術、技能、知識を継承していくためには、職員研修の充実を図る必要があることから、水道事業に従事する職員の研修体系を定めた水道事業職員研修計画を策定します。
			退職者コーチング制度の検討

官民役割の明確化	民間活力の導入	第3者委託の導入	水道の管理に関する技術上の業務全般を委託する第3者委託の導入に向けた検討を行い、安全性や効果などを検証・確認した上で、第3者委託の導入を実施します。
		包括業務委託の導入	水道の開栓、閉栓の受付、料金の請求、徴収、メーターの交換及び検針等の水道の窓口に関する業務について、包括業務委託の導入を実施します。
有収率の向上	漏水調査の強化	低有収率地区の重点調査の実施	有収率を向上させるため、有収率の低い地区を重点的に漏水調査を実施します。
簡易水道の経営統合	簡易水道の地方公営企業法適用	固定資産の調査	勢至堂簡易水道について、地方公営企業法を適用させ、水道事業と一体的に管理するため固定資産の調査を実施します。
		事業認可の変更	簡易水道を経営統合するための事業認可の変更について検討します。

4 お客さま満足度を向上します (1) お客さまサービスの向上

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容	
利便性の向上	窓口サービスの充実	インターネット受付の導入の検討	窓口サービスの充実を図るため、転入・転出時の水道の開閉栓の申し込みなどについて、インターネット受付の導入を検討します。	
	お客さまニーズの把握	インターネット意見相談受付の検討	水道料金や使用水量・漏水の問い合わせ、その他水道事業に関する意見相談などについて、市民サービスの向上を図るためインターネットでの受付を検討します。	
	水道料金納入方法の充実	コンビニ収納の実施		お客さまサービスの向上を図る観点から、水道料金について、「いつでもどこでも」納付できるよう、コンビニ収納を実施します。
		口座振替割引制度の検討		水道料金の口座振替による納入は、納付書による納入に比較して、収納率が高いことや、料金徴収に要する費用が安いことから積極的に推進する必要があります。このため、口座振替を行った場合、一定額を割引する口座振替割引制度の導入について検討します。
		クレジットカード決済の導入検討		全国的に導入が進められ、お客さまからの要望もある水道料金などのクレジットカード決済の導入について検討します。
集合住宅戸別検針等の推進	集合住宅水道料金算定特例制度の検討	集合住宅で戸別検針を実施していない集合住宅では、逡増型料金体系により水道料金が一般の家庭より高く設定される傾向があることから、これを解消し公平な料金負担となるような集合住宅水道料金算定特例制度について検討します。		
おいしい水の提供推進	高度浄水処理の推進	生物活性炭槽の増設	西川浄水場の浄水処理方法を急速ろ過方法に統一時に生物活性炭槽を増設します。	

(2) 積極的な情報公開の推進

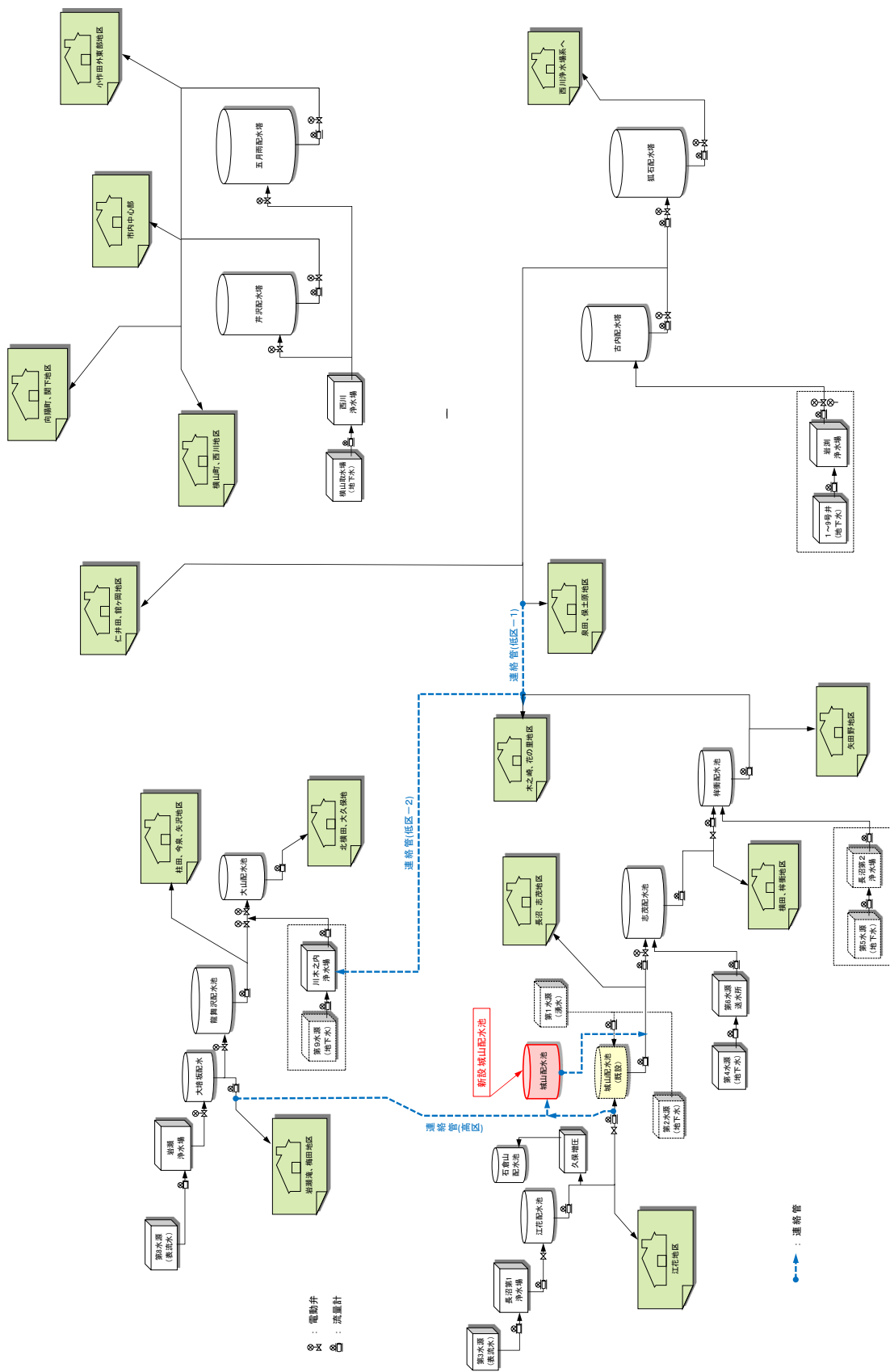
基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
広報活動の充実	広報紙の活用充実	水道パンフレットの配布	お客さまに身近な水道を目指して、お客さまの利便性の向上を図るため、水道パンフレットを作成し配布します。
	ホームページの活用充実	水道専用ホームページの開設検討	経営の状況や水質検査結果など、お客さまが知りたい情報を積極的に公開するため、水道専用ホームページの開設を検討します。

5 環境にやさしい水道を推進します

(1) 省エネルギー・リサイクルの推進

基本施策	実施施策	具体的な取り組み	事業内容
環境負荷の低減	消費エネルギーの低減	庁用車の低公害車・低燃費車への移行	排出ガス削減のため、庁用車の低公害車・低燃費車へ移行を計画的に実施します。
		省エネルギー型機器の導入	地球温暖化対策推進のため、効率の高いポンプなどを導入することによりエネルギー利用の効率化を図り、電力使用量の削減を目指します。
		水道施設の電力消費量の低減	電気機械設備などの更新時に容量の適正化を図り、電力使用量の低減を図ります。
	建設副産物等の再利用	資材再利用の調査研究	配水管布設等で生じるアスファルト舗装材、砕石等骨材、掘削土などの再利用について調査研究します。
	エコオフィスの推進	グリーン購入の推進	現在、水道事業ではエコオフィスに取り組んでいます。今後も積極的にエコオフィスに取り組むとともに、グリーン購入についても積極的に推進します。
水環境意識の向上	水の有効利用思想の普及	節水標語の印刷物への表示	経済性との両立（持続可能な水道事業の運営）に留意しながら、水資源の有効利用に努めるよう啓発するため、印刷物に節水標語を表示します。
		ホームページ等への節水記事の掲載	水資源の有効利用を図るため、ホームページ等に節水記事を掲載します。

図5-1-1 「水道施設将来系統図」



5-2 施策体系（目標値と実施スケジュール）

将来像	目標	基本方針	施策体系			最終到達レベル	予定事業期間	水道ビジョンすかがわ2020目標値(10年目標値)				
			基本施策	実施施策	具体的な取り組み							
安心なすかがわの水 いつでも いつまでも	安心・安全な水をお届けします	安心できる水源の確保 安全な水の供給	水需要に対応する水源確保	新たな水源の開発	→ 地下水調査の実施	→ 新規地下水の発見	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 新規地下水の発見	100%		
					→ 新規水利権取得の調査	→ 新規水利権取得方向性の確立	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 新規水利権取得方向性の確立	100%		
					→ 広域化の調査研究	→ 広域化方向性の確立	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 広域化方向性の確立	100%		
			既存水源の維持	既存水利権の維持	→ 既存水利権の適時更新	→ 既存水利権の継続率	100%	→ 平成23年度～	→ 継続	→ 既存水利権の継続率	100%	
					→ 水源保安林の涵養	→ 水源の森の保全	100%	→ 平成23年度～	→ 継続	→ 水源の森の保全維持率	100%	
					→ 地下水の維持	→ 既存水源井洗浄の実施	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 継続	→ 水源井戸の洗浄率	100%	
			水質管理の強化	水質検査の充実	→ 検査頻度の拡大	→ 検査頻度の拡大	100%	→ 平成23年度～	→ 継続	→ 検査頻度の拡大	100%	
					→ 水質検査結果の公表回数の増加	→ 水質検査結果の公表回数の増加	100%	→ 平成23年度～	→ 継続	→ 水質検査結果の公表回数の増加	100%	
					→ クリア・トリプル・リム対策	→ 岩瀬浄水場の改修 → 岩瀬浄水場の改修 → 勢至堂簡易水道浄水施設の改修	100% 100% 100%	→ 平成26年度～平成27年度(2年間) → 平成25年度～平成27年度(3年間) → 平成28年度～平成28年度(1年間)	→ 岩瀬浄水場の改修率 → 岩瀬浄水場の改修率 → 勢至堂簡易水道浄水施設の改修率	100% 100% 100%		
			浄水処理の強化	色・濁り対策	→ 配水塔等の内部洗浄の実施	→ 配水塔等内部洗浄率	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 継続	→ 配水塔等内部洗浄率	100%	
					→ 下江持マカノ除去装置の設置	→ 下江持マカノ除去装置の設置率	100%	→ 平成33年度～平成37年度(5年間)	→ 0%	→ 下江持マカノ除去装置の設置率	0%	
					→ 浄水処理の強化	→ 岩瀬浄水場の改修	100%	→ 平成26年度～平成27年度(2年間)	→ 継続	→ 岩瀬浄水場の改修率	100%	
			水道施設の安全管理の強化	鉛製給水管の解消	→ 鉛製給水管の解消	→ 鉛製給水管解消率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 継続	→ 鉛製給水管解消率	51%	
					貯水槽水道の安全管理	→ 直結給水取扱規程の制定	→ 直結給水取扱規程の制定	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 継続	→ 直結給水取扱規程の制定	100%
						→ 貯水槽水道の安全管理の啓蒙	→ 貯水槽水道設置者への周知率	100%	→ 平成23年度～	→ 継続	→ 貯水槽水道設置者への周知率	100%
いつでも水を届けます	災害に強い施設の構築	耐震化施設の構築	重要施設の耐震化	→ 浄水施設の耐震化	→ 西川浄水場の耐震化率	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 西川浄水場の耐震化率	100%			
				→ 長沼第1浄水場の耐震化	→ 長沼第1浄水場の耐震化率	100%	→ 平成33年度～平成37年度(5年間)	→ 長沼第1浄水場の耐震化率	0%			
				→ 岩瀬浄水場の耐震化	→ 岩瀬浄水場の耐震化率	100%	→ 平成33年度～平成37年度(5年間)	→ 岩瀬浄水場の耐震化率	0%			
		重要管路の耐震化	配水施設の耐震化	→ 城山配水地の耐震化	→ 城山配水地の耐震化率	100%	→ 平成23年度～平成27年度(5年間)	→ 継続	→ 城山配水地の耐震化率	100%		
				→ 大倍坂配水地の耐震化	→ 大倍坂配水地の耐震化率	100%	→ 平成33年度～平成37年度(5年間)	→ 0%	→ 大倍坂配水地の耐震化率	0%		
				→ 西川系導水管の耐震化	→ 西川系導水管の耐震化率	100%	→ 平成31年度～平成32年度(2年間)	→ 継続	→ 西川系導水管の耐震化率	100%		
		地域間ネットワーク機能の構築	基幹管路の耐震化	→ 西川系導水管の耐震化	→ 西川系導水管の耐震化率	100%	→ 平成31年度～平成32年度(2年間)	→ 継続	→ 西川系導水管の耐震化率	100%		
				→ 石綿セメント管の解消	→ 石綿セメント管の解消率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 45%	→ 石綿セメント管の解消率	45%		
				→ 配水管の耐震化	→ 配水管の耐震化率	100%	→ 平成33年度～平成42年度(10年間)	→ 0%	→ 配水管の耐震化率	0%		
		災害対策施設の構築	施設保護の強化	→ 緊急時用連絡管の整備	→ 緊急時用連絡管整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 継続	→ 緊急時用連絡管整備率	100%		
				→ 取水施設の強化	→ 取水施設避雷器設置率	100%	→ 平成23年度～平成32年度(10年間)	→ 100%	→ 取水施設避雷器設置率	100%		
				→ 浄水施設の強化	→ 向陽町浄水場(レバー)装置設置	100%	→ 平成30年度～平成31年度(2年間)	→ 100%	→ 向陽町浄水場保護設備整備率	100%		
		施設管理の効率化の推進	浄水処理方式の統一	→ 長沼第1系(緊急遮断弁)設置	→ 長沼第1系保護設備整備率	100%	→ 平成31年度～平成31年度(1年間)	→ 100%	→ 長沼第1系保護設備整備率	100%		
				→ 向陽町系(配水地設置)	→ 向陽町系保護設備整備率	100%	→ 平成33年度～平成42年度(10年間)	→ 0%	→ 向陽町系保護設備整備率	0%		
				→ 江花配水地(緊急遮断弁)設置	→ 江花配水地保護設備整備率	100%	→ 平成31年度～平成32年度(2年間)	→ 100%	→ 江花配水地保護設備整備率	100%		
施設の適正管理の推進	水道施設統廃合の推進	→ 急速ろ過方式への統一(西川浄水場)	→ 急速ろ過方式への統一	100%	→ 平成33年度～平成37年度(5年間)	→ 0%	→ 急速ろ過方式への統一	0%				
		→ 長沼第2浄水場の廃止	→ 長沼第2浄水場の廃止	100%	→ 平成27年度～平成27年度(1年間)	→ 100%	→ 長沼第2浄水場の廃止	100%				
		→ 川木之内浄水場の送水施設化	→ 川木之内浄水場の送水施設化	100%	→ 平成27年度～平成27年度(1年間)	→ 100%	→ 川木之内浄水場の送水施設化	100%				
施設の適時更新の推進	管路情報の整備	→ 水道施設マップシステムの構築	→ 水道施設マップシステム構築率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 水道施設マップシステム構築率	100%				
		→ 管路網図の整備	→ 管路網図の整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 管路網図の整備率	100%				
		→ 運転マニュアルの整備	→ 運転マニュアル整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 運転マニュアル整備率	100%				
危機管理体制の強化	老朽化施設の更新	→ 取水施設の更新	→ 取水施設の更新率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 18%	→ 取水施設の更新率	18%				
		→ 浄水施設の更新	→ 浄水施設の更新率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 62%	→ 浄水施設の更新率	62%				
		→ 送水施設の更新	→ 送水施設の更新率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 79%	→ 送水施設の更新率	79%				
災害対策体制の強化	対策マニュアルの整備	→ 配水施設の更新	→ 配水施設の更新率	100%	→ 平成24年度～平成42年度(19年間)	→ 24%	→ 配水施設の更新率	24%				
		→ 基幹管路(橋梁添架管)の更新	→ 基幹管路(橋梁添架管)の更新率	100%	→ 平成23年度～平成26年度(4年間)	→ 100%	→ 基幹管路(橋梁添架管)の更新率	100%				
		→ 一般管路(石綿セメント管)の更新	→ 一般管路(石綿セメント管)の更新率	100%	→ 平成33年度～平成42年度(10年間)	→ 0%	→ 一般管路(石綿セメント管)の更新率	0%				
濁水対策の強化	災害等復旧支援体制の確立	→ 一般管路(レバー管)の更新	→ 一般管路(レバー管)の更新率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 38%	→ 一般管路(レバー管)の更新率	38%				
		→ 一般管路(鉄管)の更新	→ 一般管路(鉄管)の更新率	100%	→ 平成23年度～平成42年度(20年間)	→ 0%	→ 一般管路(鉄管)の更新率	0%				
		→ 勢至堂簡易水道管路の更新	→ 勢至堂簡易水道管路の更新率	100%	→ 平成24年度～平成28年度(5年間)	→ 100%	→ 勢至堂簡易水道管路の更新率	100%				
濁水対策の強化	関係機関との協力体制の構築	→ 災害対策マニュアルの整備	→ 災害対策マニュアルの整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 災害対策マニュアルの整備率	100%				
		→ 水質事故対応マニュアルの整備	→ 水質事故対応マニュアルの整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 水質事故対応マニュアルの整備率	100%				
		→ 汚対策マニュアルの整備	→ 汚対策マニュアルの整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 汚対策マニュアルの整備率	100%				
濁水対策の強化	関係機関との協力体制の構築	→ システム障害対応マニュアルの整備	→ システム障害対応マニュアルの整備率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ システム障害対応マニュアルの整備率	100%				
		→ 災害等用品及び資材備蓄計画の策定	→ 災害等用品及び資材備蓄計画の策定	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 災害等用品及び資材備蓄計画の策定	100%				
		→ 職員の災害訓練参加率	→ 職員の災害訓練参加率	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 職員の災害訓練参加率	100%				
濁水対策の強化	関係機関との協力体制の構築	→ 地域との連携方法の検討	→ 地域との連携方法の確立	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 地域との連携方法の確立	100%				
		→ 関係機関との協力体制の構築	→ 関係機関との協力体制の構築	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 関係機関との協力体制の構築	100%				
		→ 関係機関との協力体制の構築	→ 関係機関との協力体制の構築	100%	→ 平成23年度～平成25年度(3年間)	→ 100%	→ 関係機関との協力体制の構築	100%				

将来像	目標	基本方針	施策体系			最終到達レベル	予定事業期間	水道ビジョンすかがわ2020目標値(10年目標値)		
			基本施策	実施施策	具体的な取り組み					
安心なすかがわの水 いつでも いつでも	いつでも水をお届けします	経営基礎の強化	水道料金等の適正化の推進	新たな水道料金体系の構築	水道料金算定要領の策定 口径別料金体系の導入 新増型料金体系の見直し	水道料金算定要領の策定 100% 口径別料金体系の導入 100% 新増型料金体系の確立 100%	平成23年度～平成28年度(6年間) 平成23年度～平成28年度(6年間) 平成23年度～平成28年度(6年間)	水道料金算定要領の策定 100% 口径別料金体系の導入 100% 新増型料金体系の確立 100%		
				新たな加入金制度の構築	加入金算定要領の策定	加入金算定要領の策定 100%	平成23年度～平成28年度(6年間)	加入金算定要領の策定 100%		
				新たな手数料制度の構築	手数料算定要領の策定	手数料算定要領の策定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	手数料算定要領の策定 100%		
			公平負担の推進	収納率の向上	未納者対応メニューの策定	未納者対応メニューの策定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	未納者対応メニューの策定 100%		
				適正な経営評価の推進	経営分析の導入	経営指標(IP)による経営分析の実施 アクトメツメントによる資産更新費用予測の実施	経営指標(IP)による経営分析の実施 100% アクトメツメントによる資産更新費用予測の実施 100%	平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間)	経営指標(IP)による経営分析の実施 100% アクトメツメントによる資産更新費用予測の実施 100%	
				経営効率化の向上	活ある組織と人材づくりの推進	組織の活性化	水道事業管理者設置の検討 組織機構の見直し 水道事業職員人事計画の策定 経営改革プロジェクトによる水道ビジョン進行調整及び評価の実施	水道事業管理者設置方針の確立 100% 組織機構の見直しの実施 100% 水道事業職員人事計画の策定 100% 経営改革プロジェクトによる水道ビジョン進行調整及び評価の実施 100%	平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成32年度(10年間)	水道事業管理者設置方針の確立 100% 組織機構の見直しの実施 100% 水道事業職員人事計画の策定 100% 経営改革プロジェクトによる水道ビジョン進行調整及び評価の実施 100%
			知的資産の継承		水道事業職員研修計画の策定 退職者ジョブ制度の検討	水道事業職員研修計画の策定 100% 退職者ジョブ制度導入方針の策定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間)	水道事業職員研修計画の策定 100% 退職者ジョブ制度導入方針の策定 100%		
			官民役割の明確化		民間活力の導入	第三者委託の導入 包括業務委託の導入	第三者委託の導入 100% 包括業務委託の導入 100%	平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間)	第三者委託の導入 100% 包括業務委託の導入 100%	
			有収率の向上	漏水調査の強化	低有収率地区の重点調査の実施	低有収率地区の重点調査の実施 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	低有収率地区の重点調査の実施 100%		
		簡易水道の経営統合	簡易水道の地方公営企業法適用	固定資産の調査 事業認可の変更	固定資産の調査 100% 事業認可の変更 100%	平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間)	固定資産の調査 100% 事業認可の変更 100%			
		お客さまサービスの向上 お客さま満足度を向上させます	お客さまサービスの向上	利便性の向上	窓口サービスの充実	インターネット受付の導入の検討	インターネット受付の導入方針の決定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	インターネット受付の導入方針の決定 100%	
					お書きこみの把握	インターネット意見相談受付の検討	インターネット意見相談受付導入方針の決定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	インターネット意見相談受付導入方針の決定 100%	
					水道料金納入方法の充実	コンビニ収納の実施 口座振替割引制度の検討 クレジットカード決済の導入検討	コンビニ収納の実施率 100% 口座振替割引制度導入方針の決定 100% クレジットカード決済導入方針の決定 100%	平成23年度～継続 平成23年度～平成25年度(3年間) 平成23年度～平成25年度(3年間)	コンビニ収納の実施率 100% 口座振替割引制度導入方針の決定 100% クレジットカード決済導入方針の決定 100%	
			積極的な情報公開の推進	広報活動の充実	集合住宅戸別検針等の推進	集合住宅水道料金算定特別制度の検討	集合住宅水道料金算定特別制度導入方針の決定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	集合住宅水道料金算定特別制度導入方針の決定 100%	
					おいしい水の提供推進	高度浄水処理の推進	生物活性炭槽の増設	生物活性炭槽の増設率 100%	平成33年度～平成37年度(5年間)	生物活性炭槽の増設率 0%
					水道専用ホームページの活用充実	水道専用ホームページの開設検討	水道専用ホームページの開設方針の決定 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	水道専用ホームページの開設方針の決定 100%	
		水道を推進します 環境にやさしい水道を推進します	省エネ・リサイクルの推進	環境負荷の低減	消費エネルギーの低減	庁用車の低公害車・低燃費車への移行 省エネ型機器の導入 水道施設の電力消費量の低減	庁用車の低公害車・低燃費車への移行率 100% 更新時における省エネ型機器等の導入率 100% 水道施設の電力消費量の目標低減率の達成 100%	平成23年度～平成27年度(5年間) 平成23年度～平成32年度(10年間) 平成23年度～平成32年度(10年間)	庁用車の低公害車・低燃費車への移行率 100% 更新時における省エネ型機器等の導入率 100% 水道施設の電力消費量の目標低減率の達成 100%	
					建設副産物等の再利用	資材再利用の調査研究	資材再利用の方向性の確立 100%	平成23年度～平成25年度(3年間)	資材再利用の方向性の確立 100%	
エコ購入の推進	グリーン購入の推進				グリーン購入の推進 100%	平成23年度～継続	グリーン購入の推進 100%			
水環境意識の向上	水の有効利用思想の普及		節水標語の印刷物への表示	節水標語の印刷物への表示	節水標語の印刷物への表示 100%	平成23年度～継続	節水標語の印刷物への表示 100%			
			ホームページ等への節水記事の掲載	ホームページ等への節水記事の掲載	ホームページ等への節水記事の掲載 100%	平成23年度～継続	ホームページ等への節水記事の掲載 100%			

5-3 水道ビジョンすかがわ2020の推進

「水道ビジョンすかがわ2020」では、現状と課題そして、その課題解決に向けた様々な取り組みを示し、将来像である「安心なすかがわの水 いつでも いつまでも」の実現に向けた、今後10年間にわたる事業の方向性とそれに基づく具体的な施策を示しています。今後、実施していく具体的な施策については、計画に基づき、着実に進め、お客さまにより一層信頼していただけるよう努力してまいります。

5-4 水道ビジョンすかがわ2020のフォローアップ

「水道ビジョンすかがわ2020」のフォローアップは、「PDCAサイクル」により毎年度実施する具体的な取り組みの進行状況の管理と評価により行います。第7章に示す「水道ビジョンすかがわ2020ショートプラン」により概ね3年間を目安に定期的に改善や評価などを実施し、次のショートプランに継続していきます。なお、具体的な取り組みと評価は、年度内においては、水道部職員で構成する「経営改革プロジェクトチーム」により実施し、概ね3年ごとに策定する「水道ビジョンすかがわ2020ショートプラン」の策定時においては、水道事業経営審議会で行います。また、「水道ビジョンすかがわ2020」の具体的な取り組みのうち、検討を実施し、方向性を確立する事業については、その確立した方向性に基づいた施策を「水道ビジョンすかがわ2020」及び次期「水道ビジョンすかがわ2020ショートプラン」に追加して実施します。

図5-2 「検証・評価フロー図」

